

平成19年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況 と大阪府の取組について

平成18年4月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づく、平成19年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況及び大阪府の取組を報告します。

なお、公表する内容のうち、養介護施設従事者等^{*1}による高齢者虐待の状況等は、高齢者虐待防止法第25条の規定により公表するものです。

I 概 況

1 養介護施設従事者等による虐待

- 市町村より報告があったのは3件（3人）でした。虐待の事実が認められた事例は昨年度より1件減少しました。
- なお、市町村の相談・通報受理件数は31件でした。昨年度と比較して相談・通報受理件数は14件増加しています。
- 種別・類型は「身体的虐待」が2件、「介護・世話の放棄・放任」が1件でした。
- 2件が「介護老人福祉施設」において、1件が「有料老人ホーム」において、介護職員が行ったものでした。
- 全ての案件で、市町村が施設等への指導を行いました。

2 養護者^{*2}による虐待

（1）市町村への相談・通報等

- 市町村の相談・通報受理件数は1,358件で、そのうち虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例（以下、「虐待事例」といいます。）は949件でした。これは、昨年度と比較して、相談・通報受理件数で153件（12.7%）、虐待事例で39件（4.3%）の増加となっています。
- 相談・通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が、相談・通報受理件数のうちほぼ半数で、次いで「被虐待高齢者本人」、「警察」、「家族・親族」がそれぞれ1割程度となっており、昨年度とほぼ同じ傾向です。

（2）虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が約6割と最も多く、次いで「心理的虐待」、「経済的虐待」、

「介護・世話の放棄・放任」の順でした。

(3) 被虐待高齢者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待高齢者の性別では、「女性」が4分の3以上で、年齢階級別では「70-79歳」が約4割を占めていました。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が38.6%と最も多く、次いで「夫」が18.5%、「娘」16.5%の順でした。また、8割以上の被虐待高齢者が虐待者と同居でした。

(4) 虐待への対応策

- 「被虐待高齢者と虐待者を分離した事例」は、406件(42.1%)で、うち主な対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が143件(35.0%)と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が100件(24.4%)、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が50件(12.2%)の順でした。
- 「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は443件(45.9%)で、うち主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が196件(43.9%)と最も多く、次いで「見守り」が154件(34.5%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が143件(32.1%)の順でした。

※ それぞれの対応の内訳は、被虐待高齢者が複数で異なるった対応（分離と被分離を）を行った事例3件を含む

II 大阪府の取組

高齢者虐待防止法の施行により、市町村を責任主体とする体制整備が制度化されたことを踏まえ、全ての市町村で高齢者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、権利擁護業務を担う地域包括支援センターの設置など体制整備が進められました。

大阪府では、昨年度より広域的に対応する必要がある課題について、実務者による会議を設置して検討を進めるとともに、市町村での専門人材育成や対応困難な事案への介入を通じた体制整備の支援を行っています。

また、介護保険施設内の身体拘束廃止への体制づくりの支援ための「標準マニュアル」の作成・普及など、身体拘束を含めた高齢者虐待に対して市町村や施設が一層効果的な対応を図れるよう支援しています。

高齢者虐待防止法の施行から3年目を迎え、今年度は新たに、市町村がこれまで対応してきた高齢者虐待事案を素材に市町村と共に検証等を通じて、問題対応力や解決力を高めることができるよう、マニュアルなどの策定を行い、市町村を支援していきます。

高齢者虐待事案の状況（集計結果）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案の結果は、次のとおりです。

□集計結果

(1) 相談・通報受理件数

相談・通報受理件数	31 件
-----------	------

(2) 報告件数

虐待事実確認件数	3 件 (3人)
----------	----------

() 内は、虐待を受けた人数

(3) 被虐待高齢者及び虐待者等の状況

性 別	男 性	女 性
	1 人	2 人

年齢	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳
	—	—	1人	1人	—	1人

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	—	—	—	—	1人	2人	—

虐待の種別 ・類型	身体的虐待	介護・世話の放棄・故怠	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	2件	1件	—	—	—

虐待があった養介護 施設等の種別	介護老人福祉施設	有料老人ホーム
	2 件 (2 人)	1 件 (1 人)

虐待を行った養介護 施設従事者等の職種	介護職員
	3 人 (3 件)

(4) 市町村が行った対応

施設等に対する 指導	施設等からの改善計 画の提出	虐待を行った養介護施設 従事者への注意・指導
3 件	2 件	1 件

2 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待の状況について、市町村に照会し、大阪府で取りまとめた結果は、次のとおりです。

□集計結果

(1) 相談・通報受理件数

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、1,358件で、昨年度と比較して153件(12.7%)の増加となっています。

(2) 相談・通報者(複数回答)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が49.5%と最も多く、次いで「被虐待高齢者本人」が11.7%、「警察」が10.8%の順でした。なお、昨年度と比較すると、ほぼ同じ傾向でした。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	672	71	79	159	124	19	53	146	139	16	1,478
%	49.5	5.2	5.8	11.7	9.1	1.4	3.9	10.8	10.2	1.2	—

※ 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数1,358件と一致しない

※ %は相談・通報総数1,358件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと市町村が判断した事例

相談・通報受理件数1,358件のうち、95.6%に当たる1,298件で訪問調査等の方法で事実確認が行われた結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の総数は949件(相談・通報受理件数の69.9%)でした。これは、昨年度と比較して39件(4.3%)の増加となっています。

(4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が60.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が36.8%、「経済的虐待」が27.3%、「介護・世話の放棄・放任」が26.6%、「性的虐待」が0.8%でした。昨年度との比較では、「心理的虐待」の虐待総数に占める割合が4.3%の増加となっており、その他は若干の減少となっています。

	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	578	253	350	8	259	1,448
%	60.8	26.6	36.8	0.8	27.3	—

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数950件(平成18年度に相談・通報を受理した事例のうち、平成19年度に虐待と判断した事例1件を含む)と一致しない

※ %は虐待判断事例総数950件に対する割合であるため、合計は100%にならない

(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性・年齢

性別では、「女性」が、全体の約4分の3以上を占め、年齢階級別では「70~79歳」が最も多く、全体の4割以上を占めていました。

	男性	女性	合計		65~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	不明	合計
人	231	726	957	人	122	395	348	76	16	957
%	24.1	75.9	100	%	12.7	41.3	36.4	7.9	1.7	100

※ 1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数950件に対し、被虐待高齢者総数は957人であった。

イ 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が81.5%と、8割以上が虐待者と同居でした。

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	774	153	18	5	950
%	81.5	16.1	1.9	0.5	100

※ 平成18年度に相談・通報を受理した事例のうち、平成19年度に虐待と判断した事例1件を含むため、虐待判断事例総数950件の内訳

ウ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が38.6%と最も多く、次いで「夫」が18.5%、「娘」が16.5%の順でした。

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(夫)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	189	73	395	169	54	12	26	46	57	2	1,023
%	18.5	7.1	38.6	16.5	5.3	1.2	2.5	4.5	5.6	0.2	100

(6) 虐待への対応策

ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が 406 件 (42.1%) でした。また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 443 件 (45.9%) でした。

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	406 件	42.1
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	443 件	45.9
被虐待高齢者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例	3 件	0.3
現在対応について検討・調整中の事例	113 件	11.7
合 計	965 件	100

※ 平成 18 年度に相談・通報を受理し、虐待を受けたと判断した事例のうち、虐待への対応が平成 19 年度に行われた事例を含むため虐待判断事例総数 950 件と一致しない

※ ショートステイ（短期入所サービス）を活用した事例については、高齢者を緊急的かつ一時的に保護する目的でショートステイを利用した場合は、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とし、一般的な利用方法として隨時又は定期的にショートステイを利用した事例については、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした

イ 分離を行った事例の対応の内訳

「契約による介護保険サービスの利用」が 143 件 (35.0%) と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 100 件 (24.4%)、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 50 件 (12.2%) の順でした。

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	143	35.0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	50	12.2
うち面会制限を行った事例	21	5.1
緊急一時保護	26	6.4
医療機関への一時入院	100	24.4
その他	90	22.0
合 計	409	100

※ 分離を行った事例、異なる対応（分離と非分離）を行った事例総数 409 件に対する割合

ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が196件(43.9%)と最も多く、次いで「見守り」が154件(34.5%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が143件(32.1%)の順でした。

	件数	%
養護者に対する助言・指導	196	43.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	39	8.7
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	65	14.6
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	143	32.1
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	30	6.7
その他	75	16.8
見守り	154	34.5

※ 分離を行っていない事例、異なる対応（分離と被分離）を行った事例 446 件に対する割合

※ 「見守り」は他の対応と重複がない事例のみ計上されている

参考・用語の解説

※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

高齢者虐待防止法の概要

名 称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

施 行

平成18年4月1日

主な内容

- 「高齢者虐待」を法律上初めて定義
 - ・「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
 - ・「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。
 - ①身体的虐待
 - ②養護を著しく怠ること（ネグレクト）
 - ③心理的虐待
 - ④性的虐待
 - ⑤経済的虐待（財産の不当処分、不正に財産上の利益を得ること）
- 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置付け。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる。
- 高齢者を養護する者（養護者）の負担の軽減を図るため、養護者に対する相談、指導や助言等を市町村が行う。
- 都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。